

平成26年度 石狩商工会議所

優良従業員表彰

～ 永年お勤めの従業員を表彰しませんか？ ～

当所では、会員事業所従業員の福利厚生事業の一環として、「永年勤続従業員」の方々を当所会頭名での表彰を行っております。

従業員への感謝の意を表することで、勤労意欲の高揚が図られることと思います。趣旨をご理解のうえ、お申込くださるようご案内致します。

なお、勤続20年以上表彰の受賞者から石狩市優良従業員表彰への推薦候補者とさせていただきます。

《表彰式日程》

平成27年3月26日(木) 予定
午後3時30分

会場:石狩商工会館 3階大ホール



■表彰基準■

勤務成績が良好で勤続年数が、平成27年1月1日現在において、次の年数に達している従業員。

〔 勤続 5年以上、勤続10年以上、勤続15年以上、勤続20年以上、
勤続25年以上、勤続30年以上、特別表彰（勤続35年以上） 〕

■負担金（1名につき）■

勤続 5年以上	2,500円	勤続10年以上	5,000円
勤続15年以上	7,500円	勤続20年以上	10,000円
勤続25年以上	12,500円	勤続30年以上	15,000円
特別表彰（勤続35年以上）	20,000円		

■記念品■

表彰式にて、受賞者の方へ表彰状と負担金の倍額相当の記念品を進呈いたします。

勤続 5年以上	5,000円	勤続10年以上	10,000円
勤続15年以上	15,000円	勤続20年以上	20,000円
勤続25年以上	25,000円	勤続30年以上	30,000円
特別表彰（勤続35年以上）	40,000円		

■申込方法■

別紙表彰申請書にて、負担金を添えてお申込ください。

■申込締切■ 平成27年1月16日(金)

■お問合せ■ 石狩商工会議所 指導課 電話72-2111 FAX72-2577

石狩商工会議所表彰規程（抜萃）

（目 的）

第1条 この規程は、会員の事業繁栄と商工業の振興発展のため永年にわたり勤続し、もしくは特に功績のあった者、および石狩商工会議所（以下「本会議所」という。）の役職員で対象となる者の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

（表 彰）

第2条 表彰は、次の各号に該当する者を対象とする。

- (1) 従業員（家事使用人および事業主との続柄が2親等以内の親族を除く。）同一会員の事業所において勤続すること5年以上であって、勤務成績の良好な者。なお、その後勤続5年を加えるごとに表彰できるものとし、勤続35年に該当する者は特別表彰を行う。

（表彰の手続）

第3条 表彰の対象者が所属している事業主は、毎年本会議所が指定する期日までに、所定の表彰申請書に事業主表彰負担金を添えて本会議所事務局に提出しなければならない。

（表彰の決定）

第4条 被表彰者は、前項の表彰申請書および表彰対象者調書の中から、所管委員会の議を経て会頭が決定する。

2. 被表彰者が決定したときは、すみやかに事業主および本人に対し文書をもってその旨通知する。